

調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 30 日

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県中部総合事務所常駐警備業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（4）業務の場所

鳥取県倉吉市東巖城町 2 番地 鳥取県中部総合事務所

（5）入札方法

ア 入札は、紙により行う。

イ 入札書に記載する金額は、業務の履行期間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）の総額を見積もった額とし、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が警備の施設警備（人的警備）に登録されている者であること。

（3）本件調達公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）本件調達公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（5）警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）（以下「法」という。）第 4 条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。

（6）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

- (7) 令和5年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延べ床面積が3,000 平方メートル以上の建物の常駐警備業務を、1年以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (8) 業務の履行期間中、別添「鳥取県中部総合事務所常駐警備業務仕様書」に定める勤務時間内に法第2条第4項に規定する警備員（以下「常駐警備員」という。）1名以上による常駐警備体制を組むことができる者であること。
- (9) 鳥取県又は外部からの連絡、通報等に24 時間対応できる体制を確保し、常駐警備員を迅速に支援できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民福祉局会計総務課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巌城町2番地
鳥取県中部総合事務所県民福祉局会計総務課
電話 0858-23-3988
ファクシミリ 0858-23-3425
電子メールアドレス chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、令和8年1月30日（金）から同年2月16日（月）までの間にインターネットの鳥取県中部総合事務所県民福祉局のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/>）から入手すること。ただしこれにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年1月30日（金）から同年2月16日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

- (3) 郵便等による入札

不可とする。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月3日（火）午後2時30分 即時開札

イ 場所

鳥取県倉吉市東巌城町2番地 鳥取県中部総合事務所 入札室（1号館B棟1階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書には、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の

- (1) の場所に令和8年2月 16 日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札は、鳥取県中部総合事務所施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成26年1月9日施行）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をしたものうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。